明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○特例港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件
（国土交通一〇〇五、一〇〇六）　一
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件
（関東地方整備局四二〇～四二三）　二
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件
（近畿地方整備局二一二）　三
○道路に関する件
（四国地方整備局八五、八六）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
平成二十四事業年度独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の財務諸表、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会裁決関係　三

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第千五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、東京港埠頭株式会社から港湾管理者が東京都である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　申請者の商号及び本店の所在地
イ　商号
東京港埠頭株式会社
ロ　本店の所在地
東京都江東区青海二丁目四番二十四号青海フロンティアビル十階
二　運営計画の概要
イ　特定埠頭群において施設を提供する時間
午前零時から午後十二時まで
ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等
ガントリークレーン十九基、保安施設二式、電気施設二式、コンテナヤード三式、建築施設二式
ハ　特定埠頭群の運営の体制に関する事項
役員七人及び職員百八十八人を置くこと。
三　縦覧の期間
平成二十五年十月七日から同月二十日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
四　意見書の提出方法等
イ　提出方法及び提出先
(1)　郵送による場合
〒一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）
国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
(2)　ファクシミリ装置による場合
番号　〇三―五二五三―八九三七
国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
ロ　提出期限
縦覧期間が終了する平成二十五年十月二十日までに必着
ハ　記載要領
(1)　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
(2)　意見は、日本語により記載すること。

○国土交通省告示第千六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、川崎臨港倉庫埠頭株式会社から港湾管理者が川崎市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏